

令和2年12月3日（木曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	3番	緑山	市朗	君
4番	赤間	幸夫	君	5番	高橋	利典	君
6番	片山	正弘	君	7番	澁谷	秀夫	君
8番	今野	章	君	9番	太齋	雅一	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

欠席議員（1名）

2番	櫻井	靖	君
----	----	---	---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君

教 育 次 長	児 玉 藤 子 君
教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第1号)

令和2年12月3日(木曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

12月3日から12月7日まで5日間

〳 第 3 諸般の報告

〳 第 4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〳 第 5 請願第 1号 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について

〳 第 6 陳情第 3号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書
について

〳 第 7 議案第105号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)

〳 第 8 議案第106号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について(提案説明)

〳 第 9 議案第107号 松島町後期高齢者医療に関する条例及び松島町介護保険条例の
一部改正について(提案説明)

〳 第10 議案第108号 字の区域を新たに画することについて(提案説明)

〳 第11 議案第109号 町道の路線認定について(提案説明)

〳 第12 議案第110号 町道の路線変更について(提案説明)

〳 第13 議案第111号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：管理事務所、多
目的運動広場、野球場、テニスコート等施設】(提案説明)

〳 第14 議案第112号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：温水プール施

設】（提案説明）

- 〳 第15 議案第113号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【西柳雨水ポンプ場の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】
 - 〳 第16 議案第114号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）
 - 〳 第17 議案第115号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）
 - 〳 第18 議案第116号 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
 - 〳 第19 議案第117号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
 - 〳 第20 議案第118号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）について（提案説明）
 - 〳 第21 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。-----さんです。

欠席の届出がありますので、お知らせいたします。2番櫻井 靖議員、病気療養のため本日欠席する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月7日までの5日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月7日までの5日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告等をお願いいたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） おはようございます。

本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が3件、令和2年度補正予算が5件、指定管理者の指定が2件、その他議案が4件でございます。後ほど、提案理由を説明させていた

でございますので、よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和2年9月4日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月4日に第3回松島町議会定例会を招集し、18日までの会期において松島町町税条例等の一部改正、令和2年度補正予算及び令和元年度各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月9日には、日頃の交通安全普及活動と交通事故件数の減少、交通死亡事故ゼロの長期間継続の功績が認められ、当町が交通安全功労者表彰を受賞し、国の交通安全対策本部長である内閣府特命担当大臣より表彰状が授与されました。今回、荣誉ある賞の受賞は、町民、地域、交通安全関係団体が一丸となり取り組んできた成果であり、町民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後も町一丸となって交通安全に取り組んでまいります。

9月18日は、今後の議会運営について議長、副議長、議会運営委員会委員長と意見交換をさせていただきました。

10月3日には、県事業で実施されておりました松島町の新橋開通式が行われました。

10月16日には、閉館したマリンピア松島水族館跡地に新たに建設された宮城県松島離宮の開所式が行われ、松島の新たな名所として観光を盛り上げていただけるよう期待しているところであります。

11月5日は、日本郵便株式会社と包括的連携に関する協定締結式を執り行いました。郵便局のネットワークの活用を通じて、各分野で協力し、町民の安全・安心と住民サービスの向上を目指して取り組んでまいります。

11月6日は、令和2年度善行者・功労者表彰式を行い、長年にわたる活動等で各分野に貢献された5名の方々に善行者・功労者表彰を行いました。

11月11日には、平沢復興大臣が来町し、松島海岸の中央広場等を視察しました。五大堂付近では、震災の犠牲となった方々を追悼し、東日本大震災慰霊祈念碑に黙禱をささげ、その後震災の被害状況や復興の状況、観光客の入り込み状況などについて説明しました。

11月12日には、松島どんぐり太陽光発電所の竣工を記念し、日本国土開発株式会社よりプロジェクターとマッピング模型が寄贈されました。こちらは、東日本大震災当時の状況や復興の歩みをはじめ、歴史、文化、観光等についてマッピング模型に衛星データを投影することにより、立体的に確認することができるものとなっております。また、同日竣工した松島どんぐり太陽光発電所において、竣工式が行われました。

11月13日には、第4回松島町議会臨時会を招集し、物品売買契約の締結及び松島町一般会計補正予算についてご審議いただき、ご承認をいただきました。また、同日の全員協議会では、デマンドバス第2次実証実験運行の結果についての報告と、地域防災計画の見直し（案）及び国民健康保険税の税率改正（案）について協議させていただきました。

11月30日には、第5回松島町議会臨時会を招集し、条例の一部改正2件及び松島町一般会計補正予算等6件についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

次に、要望等でございますが、10月26日には、東北地方整備局に対し、江合川、鳴瀬川、吉田川の河川改修促進に関する要望書等の提出を行っております。

11月2日には、県知事に対し広域観光の充実や、松くい虫の駆除対策、医療費助成制度の拡充等についての要望書の提出を行っております。

11月9日には、県知事及び県議会議長に対し、令和3年度宮城県予算編成及び施策に関する要望及び新型コロナウイルス感染症対策についての要望書の提出を行っております。

そのほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

○議長（阿部幸夫君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、お手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告については、令和2年9月23日、10月20日、11月24日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

請願・陳情・意見書等の受理については4件の要望書等を受理いたしました。

請願・陳情・意見書等の処理については3件を記載のとおり提出いたしました。

行政視察の受入れはありませんでした。

会議等については、令和2年9月4日の令和2年第3回松島町議会定例会を含めて総件数40件の各種会議、委員会、行事等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行は、11月1日に「まつしま議会だより」第144号が発行されております。広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会の調査については、総務経済常任委員会は記載の内容で調査を行いました。広報広聴常任委員会広報分科会では、まつしま議会だよりの編集校正を行いました。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、記載の内容について調査を行いました。

議員、委員派遣は、宮城黒川地方町村議会主催の宮城黒川地方町村議会表彰式及び議員研修会が11月13日に開催され、記載のとおり議員を派遣しております。

議長の諸報告は以上で終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により一部事務組合会議の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合会議につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

総務経済常任委員会で調査中の観光振興の施策については、令和2年12月定例会までが期限でしたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって令和3年9月定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りいたします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求どおり令和3年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

日程第5 請願第1号 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） 朗読いたします。

請願第1号 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願について。

請願者、宮城郡利府町中央2丁目8番3号、利府松島商工会会長福田正朗。

紹介議員、松島町議会議員、杉原 崇、同じく澁谷秀夫、同じく片山正弘、同じく高橋利典、同じく高橋幸彦。

請願の趣旨。

松島町にあっては、昭和60年の1万7,568人をピークに人口減少に転じており、老年人口も年々増加し、少子高齢化が進行している。この傾向は、全国で加速的に進行しており、各地域がそれぞれの特徴を生かし、自立的で持続的な社会を創生するため、松島町においては平成28年3月に長期総合計画及び総合戦略を策定している。

また、その中において、松島町の企業数の9割以上を占める中小企業・小規模企業は地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在となっている。

しかしながら、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う人口減少や、近年増加傾向にある自然災害、新型ウイルスの脅威等によって非常に厳しい状況となっている。

松島町、漁協、農協、企業等関係団体など全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら一体となって地域の6次産業化の推進や、小規模企業等の持続的な発展を図っていくことが極めて重要である。これらの活動で生じる価値が着実に循環し、地域の活性化により企業の発展を促進させるための取組を示し、必要な施策を総合的に推進していくことが求められる。

については、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に向け、取組を強く請願するものである。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） おはようございます。1番杉原です。

請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願に対する紹介議員の立場から発言させていただきます。

松島町内の企業者数の9割以上を占める中小企業・小規模企業は、松島町における経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するとともに、地域住民の生活の向上、新たな産業創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支えており、中小企業・小規模企業が今後も持続し発展していくことは、町の発展にとっても欠かせないものであります。

しかしながら、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少や、増加傾向にある台風等の自然災害、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、おのこの経営努力だけでは対応が困難な事象に見舞われ大変厳しいものとなっており、これからも中小企業・小規模企業への支援が必要不可欠であります。

国は、小規模企業の持続的発展や振興に対する施策が総合的に推進されるよう平成26年6月に小規模企業振興基本法を制定し、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等、様々な関係者の責務や努力を明確にし、また相互に連携を図りながら協力するよう規定しており、それにより多くの自治体でも中小企業・小規模企業振興基本条例を制定しております。

周辺自治体では、東松島市で平成30年1月1日、多賀城市では平成30年3月1日、七ヶ浜町では平成30年4月1日にそれぞれ中小企業・小規模企業振興基本条例を施行しております。

利府松島商工会は、松島町と利府町の2つの行政と連携して事業展開をしておりますが、利府町では令和2年3月から条例が施行されております。当町においても、中小企業・小規模企業者等の振興についての基本理念を定め、町、中小企業者等、支援機関等の役割等を明確にするとともに、それぞれが連携協力して施策を総合的に推進し、事業者の成長及びその事業の持続的発展に向けた取組を支援していくことで、地域経済の活性化を図ることができ、さらには町民の福祉の向上に寄与することができるため、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をぜひ賜りますよう、お願い申し上げます。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。請願第1号については、所管の委員会に付託をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を求める請願については、総務経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6 陳情第3号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明

を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） 朗読いたします。

陳情第3号 女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書について。

陳情者、岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1076・4 浅利志津子外16名。

陳情の趣旨。

先日、宮城県において女川原発再稼働を認める決議がなされた。再稼働賛成の理由として、第一に女川原発が国の新しい安全基準を満たしていることを挙げていたが、それは100%の安全を保障するものではなく、またいざというときのためヨウ素半減薬を常備し、避難方法等が整えられていたとしてもその後の生活は大変苦しいものとなる。第二の理由として、東北地方の電力を賄うためとしていたが、稼働中においては多少なりとも発生するであろう核の廃棄物は、自然環境を広範囲で汚染し、未来の安全・安心を子供たちに残す必要があることから循環可能な自然エネルギーによる電力の供給を望むものである。また、原発廃棄物の最終処分の問題も大きく、様々な問題が存在するままの再稼働を安全であるとは考え難い。

以上のことから、女川原発再稼働を受け入れるという宮城県決議に対し反対の意思を表明するよう陳情するものである。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。陳情第3号については、所管の委員会に付託をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書については、総務経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第105号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第105号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第105号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い引用する条項を改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

条例の概要等につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行い、また子ども・子育て支援法の一部改正に伴い引用する条項を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第23号は引用条項ずれによる改正となっております。

第42条第4項及び第5項は、ゼロ歳児から2歳児を対象とする特定地域型保育事業者について、保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育または保育が継続的に提供されるように卒園後の受け皿となる連携施設の確保が原則でありましたが、今回その要件が緩和し、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第106号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第106号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第106号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額の基準について所得の算定において基礎控除額相当分の基礎額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計者数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとされたことに伴い、この規定を松島町の国民健康保険税にも適用させるため、改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

条例の概要についてであります。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定における基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計者数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えることとなったことに伴い改正するものであります。

内容についてでございます。本条例の一部改正は、軽減対象となる被保険者の国保税軽減判定基準を改正するものであります。

第23条第1号から第3号までの、7割、5割、2割軽減を判定する場合の算式を明記しております。いずれも、基礎控除額が10万円引き上がった分、軽減判定の基準が引き下がった内容となっております。

なお、この軽減判定の対象者は、営業所得者や農業所得者といった事業所得者が対象となります。さきに説明しました給与所得者と年金所得者につきましては、平成30年度の税制改正に伴い、令和3年1月1日より、給与所得者控除及び年金所得控除額が10万円引き下がることになっており、10万円基礎控除が引き上がった分と差引きがゼロのために影響がない内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第107号松島町後期高齢者医療に関する条例及び松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第107号松島町後期高齢者医療に関する条例及び松島町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等も見直されたことから、国税等の改正に合わせ特例基準割合の用語等を改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、条例に関する説明資料を、お手数ですがお開き願います。

条例の概要についてでございます。令和2年3月31日に公布されました所得税法の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正に伴い、国税による利子税等の割合の見直しが行われ、同日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税の改正に合わせ、特例基準割合の用語を改めるものであります。

内容等につきましてでございます。松島町後期高齢者医療に関する条例の第1条附則第6項及び介護保険条例第2条附則第8条第2項において、特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合に改め条文を整理し、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第108号 字の区域を新たに画することについて（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第108号字の区域を新たに画することについて（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第108号字の区域を新たに画することについて、提案理由を申し上げ

げます。

県営手樽地区土地改良事業（区画整理事業）の施工により、従来の区画が変更されたことから、整備後の区画に合わせた字の区域を新たに画するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、資料1をお開き願います。

県営手樽地区土地改良事業（区画整理事業）位置図です。これの、右下部分に黒点線を境に資料2、資料3にそれぞれ分けて字界図をさらに添付しております。

それでは、資料2をお開き願います。

赤字が新たに画する字名となります。黒字が現在の字名で、新たに画する字名に包含される区域となります。ここでの新たに画する字名は、桃色着色の磯崎字新田一、黄色着色の磯崎字新田二、それから黄緑色着色の手樽字新手樽、それから水色着色の手樽字富山となります。

続いて、資料3をお開き願います。

ここでの新たに画する字名は、桃色着色の手樽字名籠中央となります。なお、県による換地処分につきましては、令和3年3月下旬を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第109号 町道の路線認定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第109号町道の路線認定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第109号町道の路線認定について、提案理由を申し上げます。

今回の町道の認定につきましては、復興交付金事業における避難道路整備に伴い、新規に1路線を認定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道の路線認定につきまして説明させていただきます。

認定する路線名は霞ヶ浦枝線、起点は松島町松島字犬田10番1、終点は松島町松島字犬田10番51でございます。

説明資料をお開きください。

起点につきましては、図面の左側になりますが、西行戻しの松公園から霞ヶ浦地区に下ってくる町道霞ヶ浦幹線との接続部、終点につきましては図面右側の東北本線霞ヶ浦踏切手前であります。避難道路整備事業では、終点部107メートル区間の整備を行っており、既存整備区間と併せ認定するものでございます。よろしくお願いたします。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第110号 町道の路線変更について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第110号町道の路線変更について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第110号町道の路線変更について、提案理由を申し上げます。

今回の町道の変更につきましては、復興交付金事業における避難道路整備に伴い、町道磯崎・高城町駅線につきましては終点を変更し、町道華園団地幹線及び町道長田北2号線につきましては起終点を変更するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道の路線変更につきまして説明させていただきます。

議案書の表中になりますが、磯崎・高城町駅線につきましては路線の延長により終点部を、松島町磯崎字蟹松27番3に変更するものです。

華園団地幹線につきましては、路線の延長及び起点・終点が反対になることから、起点部を松島町磯崎字割波三49番6に変更、終点部を松島町磯崎字華園15番に変更するものです。

長田北2号線につきましては、路線の減長及び起点・終点が反対になることから、起点部を

松島町磯崎字長田32番2に変更、終点部を松島町磯崎字長田32番1に変更するものです。

説明資料の1ページ目、資料1をお開きください。

磯崎・高城町駅線でございます。起点が、磯崎地区の県道奥松島松島公園線、赤間水産前交差点、終点が高城町駅前となっております。高城町駅前部分につきましては、町道ではありませんでしたが、避難道路整備により白萩団地側に60メートル延伸となりますので、路線終点を変更するものです。

次ページ、資料2をお開きください。

華園団地幹線でございます。変更前につきましては、起点が華園団地の美映の丘側、終点が高城町駅前の松の杜側となっております。避難道路整備により、旧終点である磯崎字華園196番から新起点の磯崎字割波三49番6の区間で、道路が220メートル新設されたことから変更するものであります。また、接続する松の杜団地側の町道が二級町道になりますので、起点を松の杜団地側に変更するものです。

次ページ、資料3をお開きください。

長田北2号線でございます。路線につきましては、磯崎地区根廻・磯崎線の終点部付近になりますが、根廻・磯崎線避難道路整備事業により起点の接道がなくなり、新たに根廻・磯崎線本線からの接道を行っております。このことにより、起点と終点を変更するものです。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第111号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等施設】（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第111号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第111号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき、松島運動公園（管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等の施設）の指定管理者を公募したところ、1団体から申込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、

特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

松島運動公園の管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等の施設の指定管理者として指定しようとする団体であります特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ、こちらにつきましては、平成23年度からの5年間、平成28年度からの5年間、当該施設の指定管理者として管理運営を行っておりますNPO法人でございます。

今回の指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

資料をお開き願いたいと思います。

1ページから3ページにつきましては、指定管理希望事業者から松島町公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例に基づきまして、申込時に提出されました団体の概要や事業計画となっております。

4ページをお開き願いたいと思います。

令和3年度から5年間の収支計画書を、各年度ごとに作成されたものを、当方で一様にまとめた資料となっておりますのでございます。表の上段の記載、こちらに指定管理料も記載されておりますが、こちらは各年1,598万3,000円となっております。本指定管理につきましては、利用料金収入を指定管理者の収入として取り扱いますので、利用料金を含めました全体の収入により支出の計画が作成されております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第112号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：温水プール施設】（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第112号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第112号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき、松島運動公園（温水プール施設）の指定管理者を公募したところ、1団体から申込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、セントラルスポーツ株式会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

松島運動公園の温水プール施設の指定管理者として指定しようとする団体でありますセントラルスポーツ株式会社につきましては、平成28年4月より当該施設の指定管理者として管理運営を行っている法人でございます。

今回の指定管理期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間となっております。

資料をお開き願いたいと思います。

1ページから5ページにつきましては、指定管理希望事業者から松島町公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例に基づきまして、申込時に提案されました団体の概要及び事業計画となっております。

6ページになります。

令和3年度から5か年間分の収支計画書、これを各年度ごとに作成されたものを、当方で一様にまとめた資料となっております。表の上段に記載されております指定管理料、こちらにつきましては各年3,922万6,000円となっておりますところでございます。本指定管理につきましては、利用料金収入を指定管理者の収入として取り扱いますので、利用料金等を含めました全体の収入により支出の計画が作成されているというところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第113号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第113号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定につきましては、平成30年8月7日の議会で、工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました西柳雨水ポンプ場の復興事業に係る建設工事委託に関するものであります。

工事が令和3年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第113号工事委託に関する変更協定の締結についてご説明申し上げます。

今回の協定の締結につきましては、提案理由に記載のとおりでございますが、平成30年8月7日定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました西柳雨水ポンプ場の復興事業に係る建設工事委託に関するものでございます。現協定額11億600万円から変更協定額10億5,600万円とし、5,000万円を減額するものでございます。

内訳につきましては、資料を添付しておりますので、資料1をお開き願いたいと思います。あわせて、資料2に位置図及び配置図を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。また、さきの議会運営委員会におきまして、排水区に関する図面添付の依頼がございましたので、本日添付させていただきました。この図面につきましては、これまで予算、決算等で添付はしておったところでございますが、今回拡大した形で改めて提示をさせていただくというものでございます。

改めて、資料1をご覧いただきたいと思います。

今回の変更協定に係る内訳であります。西柳雨水ポンプ場の土木工事費については、工法変更や河川管理者との協議による附帯工事が発生したことで増額となっておりますが、建築及

び機械・電気設備工事費については減額となっており、全体としまして4.5%ほど減額となったものでございます。

減額の主な理由でございますが、土木工事費については躯体工で請負差金等で減額が生じているものの、流入・放流渠工については現地調査の結果開削から推進工に工法変更したことで増額となったものでございます。また、附帯工につきましては、河川管理者が発注する工事との工程調整により、高城川河川側沿いの側溝舗装復旧を町で実施することになるため増額となったものでございます。なお、機械・電気設備工事費につきましては、最終仕様により工事を発注したところ、請負先により減額となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第114号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第114号令和2年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第114号令和2年度松島町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度における時間外勤務見込み及び共済組合標準月額の時給決定に伴う不足額等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては6ページをお開き願います。

2款総務費1項20目特別定額給付金事業費につきましては、事業完了に伴い事業費の精算を行うものであります。

7ページ、5項2目指定統計費につきましては、令和2年国勢調査及び令和3年経済センサス活動調査準備経費に係る市町村交付金の交付決定通知に伴い、調査経費について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、障害福祉サービス報酬改定に伴うシステ

ム改修費及び更生医療に係る生活保護受給者の受診件数の増加による障害者自立支援給付費について補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修費、配食数の増加に伴う宅配夕食サービス事業業務委託料及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の介護給付費の増に伴い補正するものであります。

9ページの、6款農林水産業費2項2目林業振興費につきましては、ナラ枯れ被害木増加に伴い、ナラ枯れ対策事業費を増額するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和2年10月28日付交付額決定通知に伴い減額するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費に対するものであります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました特別定額給付金の事業費精算に伴い減額するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました障害福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に係るものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修費に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたナラ枯れ対策事業費に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました令和2年国勢調査及び令和3年経済センサス活動調査準備経費に係る市町村交付金の交付決定に伴い減額するものであります。

5ページの、23款諸収入5項2目雑入につきましては、過年度療養給付費の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の精算金及び新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食休止により

使用できなくなった賄い材料等の経費に対する補助金を補正するものであり、また歳出でご説明いたしました宅配夕食サービス事業に対する財源について補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、11ページに記載しております松島運動公園（管理事務所等施設）指定管理業ほか2業務について、債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第115号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第115号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第115号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、個人所得課税見直しによるシステム改修費及び過年度分保険給付費等の交付金等の額の確定に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第116号 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第116号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第116号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免による還付金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第117号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第117号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第117号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護サービスの利用実績見込みに伴う高額介護サービス支給対象者増により保険給付費を補正するものであり、その財源を精査し財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第118号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第118号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第118号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度における時間外勤務見込み及び共済組合標準月額の定時決定に伴う不足額について補正するものであります。これにより、水道事業費用の総額を6億5,216万2,000円、資本的支出の総額を8億2,476万7,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額897万2,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,123万6,000円、過年度分損益勘定留保資金7,754万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上並びに換気を含めて休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第21 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

1 番杉原 崇議員、登壇の上質問願います。

〔1 番 杉原 崇君 登壇〕

○1 番（杉原 崇君） 1 番杉原です。今回初めての試みということで、初日に一般質問ということで、事務局のほうからマウスシールドを配られたんですけども、慣れないもので、マスクで今日はさせていただきます。

そして、今日見ると、町長はじめ多くの職員の皆さんリボンつけていらっしゃるの、それに関して、この中に含めてお話をお聞きしたいと思います。

まず、本題に入る前にちょっとだけカキの話をさせていただきます。今年のカキは成長がちょっと遅くて小ぶりな物が多く、なかなか生産量が上がらない状況になっております。それでも、カキむき当初は価格も高めでよかったのですが、徐々に価格が低迷し、先週からは生産調整も入っているにもかかわらず、入札価格が上がらずかなり不安に思っている方が多いのが現状です。小売はもちろん新型コロナウイルス感染が多くなっている地域の飲食店の時短営業の影響もあり、販売数も大幅に減少しており、この先どうになってしまうのかという思いがあります。

一方、観光のほうはG o T oキャンペーンの影響で、多くの観光客でにぎわっています。修学旅行など、団体なども増えてきた印象もあります。特に、11月21日から23日までの3連休、東京からの流入が前年比で247%増という報道があり、かなりにぎわいました。ただ、感染拡大の影響なのか、今週あたりから減少傾向にあるという話も伺っております。それはそうと、観光客の増加の要因として10月から始まった旅行代金の15%の地域共通クーポンの付与が始ま

ったこともあると思いますが、このクーポン自体は多くの店舗で助かっているという話がありました。しかし、換金まで時間がかかり、最長だとクーポン券を送ってから1か月後に入金になるということで、それまでの資金を持っておこなきゃならないというのはすごく大変なことで、新たな悩みも出てきたのかなというのもあります。

一方、お客様が増えるということは感染のリスクも増える、感染者が出るのではないかと心配だというお話も伺います。菅総理は、G o T o トラベルは4,000万人が利用しているが、判明した感染者は176名で、事業と感染拡大の因果関係を否定はしました。キャンペーン自体は6月まで延長されるという報道もありますが、コロナ感染者が増え、イートも含めたG o T o キャンペーンの運用見直しが図られており、やはり経済対策と感染対策を同時に行う難しさを感じております。昨日は、国内で新たに2,434名、県内では9名が新型コロナウイルスに感染したと発表があり、県内での感染確認は合計で1,230人となりました。やはり、患者数は増加傾向にあり第3波がやってきているのではないかと思います。多くの方が感染予防の対策を行っていますが、感染者の中には感染経路不明な方もいます。また、絶え間なく報道される感染者情報に不安な日々を過ごされている方が多いのが現状であります。詳細な情報が得られにくいためか感染者の特定や誹謗中傷が行われており、社会的な問題となっております。少しでも不安を和らげるために、県からの情報は少なく難しい面があるでしょうが、今ある情報をしっかりと町民に発信することが大切であろうと思います。

市場調査サーベイリサーチセンターにて、新型コロナウイルス感染症に関する国民アンケートを行ったところ、あなたは自分自身が新型コロナウイルスに感染することにどの程度不安を感じますかという設問に対し、とても不安を感じる、やや不安を感じるを合わせて75.8%と高い数字となっております。もし自分が感染してしまったらと不安の中で生活しており、それを少しでも和らげていくためにも感染者への支援を図っていくことが必要であると思い、今回の質問に至っております。

初めに、当町の情報発信について伺います。

この件に関しましては、コロナ対策特別委員会でも複数の方から話が出ましたが改めてお聞きしたいと思います。まず、9月25日に感染が疑われる方が発生したことから、9月26日の町民バスを運休するというメールが8時44分に配信されました。「本町において新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が発生したことから、9月26日の町営バスが全便臨時運休となります。直前のお知らせとなり、大変申し訳ございませんがご理解願います」と。9月27日日曜日、「感染が疑われる方の町民バス利用がなかったので、9月28日から通常どおりの運行を

する」というのが16時に配信されました。この2日間、様々な憶測が町内を駆け巡り、町民が不安に思ったり、混乱してしまったのかなと思います。詳細な情報はなく、疑いがある方の情報のみしかない、もちろん個人情報保護の観点からもメールの文面など情報発信について難しい対応であったと思われます。コロナ対策特別委員会内での総務課長の答弁では、誤解を招かないよう努めたいということがありました。まず、この件に関して町長の考えをお聞きすると同時に、情報が少ないし個人情報もあるので発信の在り方は大変難しいと思いますが、今後不安を少しでも和らげるような町民への情報発信についてどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、答弁に入ります前に、カキのお話がありましたけれども、生産者の方から大変心配だという多くの声が私のところにも届いておりますし、ただ町としてもこれから年末を控えてお歳暮等でそういった利用の方法でできたら、皆様方の、生産者の方々に恩恵が出てくれればなと思っております。また、先週のウィークリーに観光協会長のお話で、松島の来年2月のカキ祭りは実行する方向で今考えているということでございますので、年末から来年の1月、2月と、カキも順調に育ていただいて消費が上がるように、我々も町としてバックアップしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議員の質問に対しての答弁から入ります。

新型コロナウイルス感染症に関する情報発信につきましては、非常に重要であると考え、早い段階から町民に対し広報紙やチラシ、ホームページ、安心・安全メール、SNSを活用して情報を発信しているところでございます。また、自粛要請や感染者の発生など、それぞれの局面に応じてメッセージを発信しているところでございます。

今後の情報発信につきましても、様々な手段や機会を捉えてより分かりやすく、より丁寧に、町民の皆様にお知らせをしまいたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） メール等々で情報を伝えるというお話があったわけですが、その2週間後の10月13日に町民2名の方が感染されたという話が出ましたが、この情報に関してはメールでは発信されずに、その代わりホームページ上で町長メッセージとして、罹患された方への詮索や風評につながるような行動を取らないようにしてほしいと書かれていました。せっかくのメッセージですから、ホームページに行かないと見れない、ネットを使用できない高齢者の方へのメッセージとしてどうだったのかなという思いはあります。ただ、今月の広報にもそうい

った町長のメッセージが掲載されるのかなと思ったらそれも掲載はありませんでした。やはり町民の皆様にはいかに情報を発信していくのかというのが課題なのかなという思いがあります。

そこで、次の質問としまして情報発信のツールとしてラインやユーチューブの活用、また既存のSNSの有効活用を図るべきではないかという質問を行います。町のSNSは、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムがありますが、まず質問の前段として、メールを含めて既存のSNSを見るとどういう基準で情報を発信しているのか、その基準がいまいち分かりません。インスタに関しては、風景等の写真や動画をアップするので除きますが、まずこの質問の前段として、メール、ツイッター、フェイスブックの情報発信の基準というのはあるのか、まずそこをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員の質問に関しましては、危機管理監から答弁させますが、前段の9月と10月のお話でございますけれども、9月に関しましては学校行事も重なっていたということもあって、やっぱり感染が広がっては困るという観点からいち早く取らせていただいたと、そういうことでございます。結果的には、何事もなくこれはよかったということでもありますけれども、結果がいいから全てがいいということではございませんけれども、ただ情報の発信の仕方についてはいろいろ反省する点があったなと思っております。

それから、10月に関しましては、これは感染された方が他県で感染されて持ち帰ってきたという話でありますけれども、これは報道等で広く報道されましたので、それについて町としてはそれ以上のことはしなかったということでございます。

なお、議員の質問に対しましては、管理監から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） まず、SNSの関係につきましてなんですけれども、SNSにつきましては、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムということになりますが、松島町とのつながりというものを持ちたい方という方に対して即時性というもの、さらには拡散性を生かした情報の発信をして、感染予防に関すること、あとは経済対策や支援策、公共施設の利用状況等を中心に発信しているということになります。ただ、逆に広報紙とかチラシにつきましては、紙面として残るということもございますので、全世帯に配布されるということもありまして、継続性が求められる感染対策であったりとか、相談等の問合せ先、さらには松島町独自としては行動歴の記録用紙とかそういったものを多種多様な情報という形で活用しているというような状況になります。さらに、ホームページになりますけれども、情報量が多いという

こと、さらには即時性もあるということで、情報を必要とする方、こちらの方が閲覧することを踏まえまして、感染対策であったり相談の問合せ先、町長のメッセージ、さらには感染者の発生に関する事項、これら情報量としては一番多くなっておりますので、このような形で活用しているというところになります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。いろいろな方法がある、情報発信の方法ある中で、私今回質問をあえて入れたのは、既存のSNSを積極的な活用と入れたのは、ツイッターをもう少し運営、有効活用できないかなと思ってこれを載せました。ツイッターは、リアルタイム性が特徴で、若い世代の利用が多いと言われていますが、実際は平均年齢35歳で幅広い年齢層に利用されております。ただし、匿名で投稿ができるので炎上しやすく、拡散しやすいというのはいいところ、悪いところもあるんですけども、しっかりした情報を発信することがツイッターに関しては大切だと思います。当町での運用は、災害に関するものだけだと思いますが、正確な情報を素早く発信できるツールとしてツイッターの活用はどうかと思ひまして、通告書に記載しました。まず、こちらの考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） ツイッターに関しましては、議員おっしゃるとおり現在防災に特化した形での使い方をしております。ただ、拡散性が強い反面、いわゆるデマや誹謗中傷といったことにつながりやすいということからも、これまでも発信する情報の内容により使い分けながら活用してきたということにしてしております。今後におきましても、ツイッターの特徴を踏まえながら、有効な情報発信ツールとして積極的に活用を図っていきたくと思ひております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） もちろん、ネット環境がない高齢者への情報発信というのは課題ではありますが、ツイッター等々含めて多様な情報発信が大切であると思ひます。総務省が発表した2019年における日本のインターネット利用率ですが、13歳から69歳までの各階層で9割を超えております。70歳から79歳で74.2%、80歳以上でも57.5%であり、2018年と比較して60代以上の利用率が大きく上昇した結果が出ており、ネットを活用されている方が大幅に増えております。こういう状況の中、情報発信のツールとして既存のSNSをもっと活用すべきと考えると同時に、もう1つラインやユーチューブの活用をすべきだと思ひます。若い世代だけではなく、多くの方が情報伝達の手段としてメールよりラインを使われています。総務省の調査によると、

全年代で約8割が利用しているメディアとなっており、ラインユーザーは男女がほぼ半々、10代から50代以上まで幅広い年齢層で年齢性別問わず幅広いユーザー層にリーチできるので、ラインが生活のインフラとして定着しており、このラインを活用している自治体が増えてきております。宮城県内だと、富谷や石巻、気仙沼、白石、大郷が活用しております。地方公共団体ですとアカウントが無料となっておりますが、熊本市では回覧版のような地域に密着した情報に加え、子育て、健康など暮らしに必要な7種類の情報から欲しい情報だけを得られるセグメント配信が可能で、キャッシュレス決済のラインペイを使用しているの公共料金支払いも可能であります。ここまでくると予算が多くかかってしまうので、まずは無償でできる1つのアカウントを利用しての情報発信はどうかと思っております。また、ユーチューブに関しましては、こちらにも総務省の発表した平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によると、10代から20代のユーチューブの利用状況は90%を超えており、また30代から40代の利用状況も80%、さらに50代の利用率も64%もあり、幅広い年齢層で利用されていることが分かります。利府町で感染者が多く出た際に、町長自ら町民の皆様へと題し緊急メッセージをユーチューブで発信していました。この1か月で2,070回も視聴されており、町民へしっかりとメッセージを伝えることができているのかなという思いがあります。そのほかでも同様に亙理町長、名取市長、白石市長なども動画による町民向けメッセージをアップしております。当町でも、ぜひ町長に町民に向けたメッセージを文面だけではなく動画を通して発信していただきたいという思いがあります。この、ラインやユーチューブの活用について町としてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） まず、ラインの活用につきましてになりますが、現在町としては公式アカウントを開設しておりません。その代わり、宮城県のほうで新型コロナ対策パーソナルサポートページというものを開設して、感染予防に関する情報、感染者に関する情報を発信しているというような状況となっております。ラインにつきましては、SNSの中では日本国内では最もユーザーが多いということになっておりまして、昨年度からは地方公共団体を対象にライン公式アカウントを無償化する地方公共団体プランのサービスを開始しております。公式アカウントを開設する自治体もこれに加えて自治体が増えてきているというような状況になっておりまして、町としましても今後、新型コロナというわけではなくて、特化するものではなくて、町全体の情報発信のツールとして検討する必要があるとは考えております。

また、ユーチューブにつきましてですが、既に公式チャンネルである松島町チャンネルを開

設しております、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛要請期間におきましては、体調管理・維持できるように自宅でできる体操やストレッチ運動などの情報を発信しております。ユーチューブにつきましては、動画サイトといたしましてより動きのある情報内容を効果的に発信できるということから、今後発信する内容等については検討を進めて有効に活用させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ラインについては、今お話あった地方公共団体は無料があるので、ぜひこれは活用していただきたいんですけども、これ教育の面でも有効なのかなという思いがあります。福岡市で、教育委員会のサイトやメール、プリント配布など、学校の休業情報を発信してきたそうですが、急な災害が発生した際に保護者へのタイムリーな情報を届けられなかったり、保護者がメールを見落とすなど課題があり、保護者のスマホに情報を迅速に届けられるし、通知がしっかりとされるので見落とし防止の効果が期待できるということで、ラインを導入するという報道がありました。もちろん、メールやホームページなど併用もするそうですが、見落としにくい効果があるのでこれも含めて導入すべきと考えます。ユーチューブに関しては今もいろいろな面で利用はしているんですが、先ほどもお話ししましたが、町長のメッセージを文字じゃなくて動画で伝えることによって、若い世代が様々な憶測や誹謗中傷しないような取組につながると思っているんで、そこはお願いしたいという思いで、今回載せました。先ほどのツイッターを含めて、多様な情報発信を行うことによって、少しでも町民の不安を和らげていただければという思いがあります。もちろん、このメッセージだけではなくて、しっかりとした教育も子供たちには必要だと思っております。利府町の児童クラブでクラスターが発生した際、小学校が休校というニュースが駆け巡りました。利府の知り合いの方に聞いたところ、やはり保護者の間で不安な声広がっていたということがありました。名取では、中学校でクラスターが発生し、そこから小学生まで感染が広がってしまったというニュースもありました。町内の学校内でも感染者が発生するのではないかと、不安に思う方が多いのが現状です。休校は数日だけですが、感染してしまった子はそれ以上に休まなくてはなりません。必然的に、誰が感染しているのか分かってしまい、再登校した際にその子供へのいじめや差別につながってしまうことも考えられます。コロナ対策特別委員会では、教育次長から最大限の配慮とフォローを行っていくという話がありましたが、学校内では現状どのような教育が行われ、感染してしまった子を守る対策としてどう考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、私のほうからお話しさせていただきます。

感染した子がもしいたとするならば、予防と対処療法という2つの方法があるんですが、まず予防のほうから、私からお話しさせていただきます。

学校においては、いじめや偏見、差別につながるようには人権教育、それから福祉教育と絡めて集会や学級会活動、それから道徳などを通して全ての教育活動の中でいじめや偏見、差別に対する正しい理解を子供たちに植え付けるというか、学ばせるというのを行ってきました。今回の新型コロナウイルスだけじゃなくて、O157、それから嘔吐下痢症などにかかった子供に対しても、これはどこにでも起こり得ることなので、そういうことに対して感染した人が悪いという雰囲気をつくってしまうと、さらに感染が拡大する恐れがあるということが考えられます。新型コロナだけでなく福島原発関係においても、いじめ、差別、偏見が生まれました。福島から放射線を持ってきた、福島ナンバーの車にはガソリンを入れない、これは大人の話ですけども、そういうようないわれなき差別とか偏見とかそういうことを重く捉え、家庭のほうでも正しい理解を深めていただくために、学校便りやホームページで随時発信しております。また、文科省のほうでもコロナ感染によるそういう誹謗中傷、差別、それからいじめとかに関わらないようにということで、今年の8月、学校関係者それから保護者、子供たち、それぞれコロナ感染に対する正しい理解を求めたメッセージを発出してしております。松島町においても、櫻井町長から4回ほど町民向けにメッセージを発しています。今のところ、コロナは私の町では発生していませんけれども、学校においてですけれども、全てのいじめに関しては私のところにはいじめがあったという報告は上がってきておりません。それから、いじめに関した、例えば今他市町村の例を挙げていただきましたが、松島でももしそういうことが起きたならば、先生方が体を張って守りますので、安心していただければと思います。ただ、学校名が出ることになっていますので、その学校名が出たときに皆さん、特に大人の方々の行動に私は問題もあるのかなと思っているところがございます。そういうことがないように、万全の体制で先生方と逐一話し合いをしながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） やっぱり今、最後にお話あった学校名が公表されてしまうということで、大人たちが騒いでしまうというのがあると思います。実は、今、中学校3年生だったり、中学受験する子、小学校6年生なんかは町外の塾等に通われている子もいます。そのとき、とある

学校で感染者が出たときに、塾から保護者の方に1つのメールが入りまして、文面読みますね、私にも来たので、「最近宮城県内でも新型コロナウイルス感染症の報告が増えてきております。当塾では、国や県の方針及び学校の方針に沿って運営することとしております。万が一の場合には、学校の休校期間に合わせて登校も控えていただきますようご協力をお願いいたします。自習室も含めてです。学習に遅れが出ないように自宅受講での学習を進めていくようお願いいたします。今後とも、感染拡大防止に努めるよう、お互い協力しましょう。よろしくお願ひします」というメールが、各保護者に送られてきました。やはり、学校名が公表されてしまうので、その子が塾に来たときに陰でいろいろ話が出たというのもしきました。そういったことも含めて、こういったことも事情があるということも、特に受験を控えた子たちは心配な面があるので、こういうことも可能性があるのも、いろいろなトラブルに巻き込まれないように、その旨も話をさせていただければという思いがあります。

もう1つ、これは昨日教育委員会のホームページに掲載されたシトラスリボンプロジェクトについて、今回私も始めて知ったのですが、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛県の有志が創ったプロジェクトだそうで、この取組を教育委員会で推進していくということが載っておりました。大変、いい取組だと思います。今も、町長含めてリボンをつけていらっしゃるんですけども、このプロジェクトについて、ちょっと説明いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、私からこのシトラスリボンプロジェクトについて説明させていただきます。

シトラスとは、柑橘系という意味だそうです。そして、オレンジやグレープフルーツ、そういう色合いをモチーフにした、私がつけているのは緑色なんですけれども、このようなりボンでもってコロナに感染した人に対して差別や偏見をなくするというすばらしい運動でございます。その趣旨は、教育委員会のホームページにも載せましたし、学校それからPTA関係にも紹介しております。決してはやりに乗ったわけではございませんが、今、杉原議員がおっしゃるように子供を取り巻く感染したときの状況は、非常に危ういものがありますので、そういうことを親のほうから、保護者のほうから、地域の方々のほうからそういう考えをなくして守っていただくということのいい運動ではないかなと展開しております。そして、おかげさまでいとなんですが、子供たちがコロナに感染しないのは松島の保護者の方が、個人的な見解になってしまいますが、頑張っていただいているから親御さんから感染しないというようにところにあるのかなと、それも1つなのかなと思っていますので、こういうシトラスリボン運動の

展開について、ぜひ親御さんにもさらにワンステップ上がっていただいて、協力していただければと思います。ただ、流行に乗ったわけではございませんので、1つ紹介させていただきますけれども、子供たちはこういう、これご存じでしょうか、認知症サポート研修というのを中学校は1年生から3年生までやっていますし、小学校においては6年生で実施しています。小さいうちからやっぱり他を思いやるっていう心を育てていくことが、コロナだけじゃなく、原発だけじゃなく、〇157だけじゃなく、周りの人たちに対する優しさを育てていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 思いやりのある心を育む教育というのは、ぜひ私もそう願っております。教育委員会上の発信であります。このプロジェクト自体ぜひ町全体で行っていくべきであろうという思いがあります。このプロジェクトに関しまして、最後の条例等を含めて、町長に最後お伺いを、併せて伺えればと思います。休校する学校が増えつつある中で、教育として感染する子が悪いのではなくてコロナが悪いのだと考えてほしいと思います。もちろん、子供だけではなく、大人もしっかりとした認識を持つことが大事でありますので、差別や誹謗中傷につながらないような教育を今後もしっかりと行っていただきたいと思います。

次は、店舗関係についてお聞きします。

質問に入る前に、以前議会の中で松島応援商品券の利用促進策をお願いしたいというお話がありました。今月の広報にその旨を掲載いただきました。感謝を申し上げます。少しでも事業者支援につながればと思います。

まず、店舗に関しまして、店舗の感染拡大防止対策として、事業補助金として設備の購入費や工事費に対して上限20万円を支援し、8月までの締切りでありましたが応募がちょっと少なく1か月延長して9月末で何とか150件の申請で1,880万円交付されたという話を聞きました。事業費総額は2,075万円でしたので、皆さん遠慮したという話を聞きましたが、それでも感染拡大防止への対策をしっかりと図っていただいたと、これを利用して思ったわけです。しかしながら、感染経路不明な方がいるように、十分な対策を行っても万が一その店舗でクラスターが発生してしまう場合も考えられます。石巻の店舗でクラスターが発生したわけではありませんが、注意喚起の意味でホームページで店舗名を自主的に公表したのですが、館内を消毒し営業再開しても経営的な打撃はかなり大きいとの話を聞きました。塩竈の飲食店でのクラスターが発生した際の店名公表は、事業者が同意してのようでしたが、店名を公表するということは

営業再開したとしても当分の間お客さんが戻ってくることはありません。対策をしっかりと行っても、万が一起こってしまい、そして住民への注意喚起の意味で公表して、最悪廃業というのはどうなんだろうという思いがあるわけです。そこで、行政のほうでそういう点も含めて支援が必要ではないかと考えております。もちろん、公表した店舗にお金を出すのは難しいかもしれませんが、再開に向けた消毒等の援助だったり、営業再開後の安全対策を町のSNS等で紹介できないものかとも考えております。そこで次の質問、クラスターが発生した場合の公表した店舗への支援策についてどう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さっきの、教育長とのお話の中で、その前段に動画の話がありましたけれども、杉原議員から言われた亘理、白石、名取ですか、この2市1町には共通することがあって、全部首長さんの名前が山田さんですね、多分そういうので何かつながっているのかなと思いながら、後で確認させていただきたいなと思ったんですが。それは冗談としても、動画については、今後教育委員会とかそれから健康長寿ともいろいろ相談してやっていきたいと思っています。

それから、ただいまの質問でございますけれども、新型コロナウイルス感染が町内事業所においてクラスターが発生した場合、観光業をはじめ宿泊業や飲食店などに及ぼす経済的なダメージは大変大きいものと危機意識を持っております。その中で、クラスターの発生を公表した店舗への支援策は、現在持ち合わせておりませんが、今後の検討課題と考えております。実は、議員からの一般質問が出てきたからではありませんけれども、この間11月26日にちょっと県の町村会会長と大河原の副会長と3人でちょっと店舗のことで雑談をさせていただきました。こういった公表、それから消毒等に対する助成、こういったものは町村会として一律したものの考え方をやっていく必要があるのではないかと。また、その費用も店舗によっては金額が様々な額になってくるだろうし、また公表するという事は相当のリスクを持ってやらないとなかなか公表はできないだろうと思うんですね。ですから、仮にそういう店舗が出ても全て公表するかというと、私はそこまではいかないのではないかなと思いますが、それらを含めて、いろいろ今後検討課題としていきたいと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） もちろん、店名公表するという事は様々なリスク、さっきも話をしましたが営業再開してもお客さんは来ないと思うんです。そういった中で、やっぱり行政としていろいろな形で支援できないかなという思いがあります。ぜひ今後、町村会ともいろいろと検

討していただければという思いがあります。最初の話にありました市場調査会社のサーベイリサーチセンターによると、新型コロナ感染症に関する国民アンケートの中で、自分が感染したら人から批判や差別を受けるかもしれないことにどの程度不安を感じますかという設問に対して、68.8%の方が不安を感じているという数字があります。昨今、コロナ感染者への差別や偏見が問題となっており、さらに誹謗中傷まで行われております。そういった中で、全国の自治体では差別防止を盛り込んだ条例を制定する動きが増えてきました。東京や茨城など8都県、青森県むつ市や福島県白河市など12市を合わせ20自治体で制定しているという報道がありました。県内では、栗原市が新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例を制定し、差別防止が図られています。この条例では、新型コロナウイルス感染症について市民及び事業者の責務等を定めることにより、不当な差別的取扱いの発生を防止し、市民さらに事業者が相互に連携を図りながら人権を擁護することを目的とするという条例になっております。この条例に関しましての罰則はないわけですが、住民に差別しないようにと働きかけることを表すことができると思います。本日の河北新報にも掲載されておりましたが、多賀城市では12月議会において差別や中傷を防ぐための思いやり行動条例を提案するという報道が本日ありました。差別防止を図ることにより感染者への支援という側面もあり、当町でも条例制定を考えてはどうかと思います。また、条例制定とは別に、先ほどのシトラスリボンプロジェクトについて、教育委員会だけではなく町全体で取り組んではどうかと思います。これも併せまして、感染者への支援について町長の考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が誹謗中傷や差別的な取扱いを受ける被害が全国的に発生しているということは報道もされておりますし、また非常に深刻な事態と認識しております。栗原市が制定した新型コロナウイルス感染症の患者等への人権の擁護に関する条例は、議員が今お話し申し上げたとおり自治体や市民、事業者の責務を定めるものであり、罰則のない理念条例となっていたようでございました。町といたしましても、条例制定の予定はありませんけれども、町民の皆様にご理解をいただくべく今後も引き続き正しい知識の普及啓発や、相談窓口の周知を行い、患者発生の際には町長メッセージを発信するなど呼びかけてまいりたいと思います。

それから、今お話が出たりボンに関しましては、まず作ることから始まるのかなと思いますので、やっぱり私が思っているのは、職員の方が作ってくれたものを頂いたんですけれども、そういったものを通じて、町内に少しずつ広がっていただけるように今後活動してまいれば

いいかなと思います。これは、教育委員会だろうが、健康長寿ということじゃなくて、町として総体的に盛り上がっていければいいのかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 分かりました。条例制定は考えていないということではありますが、このプロジェクトは、差別やいじめにつながらない、うちの町はそういうのはしないよっていうのを表す1つのシンボルになると私は思っております。感染拡大により各地でクラスターが発生しており、皆一人一人が改めて感染拡大防止を図っていかなければならないと感じております。亘理町で、亘理ポータブル衛生キットを全世帯に配布するという事になったということで、このキットの中にマスクだったり除菌スプレーだったり、簡易体温計が入っており、これを日頃から持ち歩くことにより感染予防の徹底を図るとの考えだそうで、こういった取組も考えるのも1つありかなという思いがあります。感染予防をしていくことはもちろんですが、気をつけていても感染してしまう中で感染者支援は必要であると思ひ、今回の質問にしたわけがあります。当町でも、4名の感染者が出ているわけですが、あまり情報がない中で命に関わることで、大変不安な日々を送られている方が多いと思います。もし、感染してしまって、ほかの方に感染してしまうのではないか、後遺症があるのではないか、いろいろな方に迷惑をかけるのではないかなど、様々あると思います。新型コロナウイルス対策分科会は、感染者や医療従事者らに対する差別防止に向けた提言を公表しました。その中で、相談体制の強化や感染者情報の公表基準統一などを求めたわけですが、過度な対応は不要で、感染リスクに対する正しい知識の普及を図っていくべきだということです。当町でも、SNS等広報などを通じて、正しい知識、情報発信を行うことで差別や偏見、誹謗中傷を防ぐことができると思います。また、先ほど話しました町長からのメッセージを動画でという話もしましたが、町民に対してしっかりとメッセージを行っていただきたいという思いがあります。先日、利府町長が感染してしまいましたが、町民向けにご自身の思いをSNS等を通じて発信しておられました。とても真摯な投稿に対してとても好意的なコメントばかりであり、しっかりとメッセージを発することの大切さを改めて感じました。ぜひ、櫻井町長には町民に向けていろいろな場面でご自身の思いを伝えていただきたいという思いがあります。

何度も言いますが、新型コロナウイルス感染症は感染経路が不明な場合がある中で、誰もが感染してしまう可能性があります。かかってしまう人が悪いのではなく、コロナウイルスが悪いのだと思うような町になりたいし、していかなければならないと思います。仙台市で自宅療養のため外出できない患者に対して、食料や日用品などを届ける支援を始めるという報道が

ありましたが、感染者が出てしまったときに近所の方々がこういった支援を自分たちで行えるようになればうれしいと思います。感染者を支援してみんなで守るような町、そして差別がないみんなが思いやりの心を持って支え合う町、そんな優しい町になるような取組をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 1 番杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

11番菅野良雄議員、登壇の上、質問願います。

〔1 1 番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番菅野です。よろしくお願ひしたいと思います。事務局からマウスシールドって、一般質問するときに使いなさいと渡されたんですけども、朝からつけていたんですけども、どうも話しするとずれるようで慣れないので、マスクに替えました。申し訳ないです。

それでは、女川原発の再稼働に備えてということで質問いたします。

発電の方法にはいろいろありますけれども、その中で大きな比重を占めている原発であります。脱炭素社会の実現に原発が必要という意見もある一方で、大規模太陽光発電所の立地に伴う環境破壊や生活環境への悪影響なども出ております。私は、国が進める現行のエネルギー基本計画がいいのか悪いのか判断できません。そんな中で、東北電力女川原発2号機の再稼働について、村井知事は11月9日市町村長会議で首長さん方の理解を得たということで、11月11日石巻市、女川町と協議後地元同意を正式に表明し、11月18日梶山経済産業相に伝達しました。再稼働は、2022年以降と予測されておりますが、宮城県が8月に原発30キロ圏内で開いた住民説明会では、安全性や重大事故時の広域避難計画の実効性などに懸念があると言われております。本町は、原発から30キロ圏外ではありますが、福島原発事故で50キロ以上離れた飯舘村まで汚染された状況を見れば無関心でいられないと思い、今回質問することにいたしました。

町の地域防災計画は、原子力災害を想定した原子力対策編の充実及び避難者の受入れなどについて見直しされておりますが、万が一重大事故が発生した場合に備え、本町として安全性や実効性のある広域避難ができるように、地域防災計画に基づいた原子力災害時の個別計画、も

しくは災害想定マニュアルなどを作成しておくのが必要と思うのであります。

私は、原子力についても、原発についても、放射能についても分からないことばかりで、聞きたいことはたくさんあるんですが、今回は私たちの生活に関わる身近な問題について伺うところであります。

まず初めに、放射能物質が拡散する緊急時には、国がモニタリングセンターを立ち上げて指揮することになっております。早く正確な情報に基づき、住民の防御措置を講じる必要がありますが、どこからどんなルートで、どのくらいの時間で連絡が入るのか、まずお聞きいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の、女川原発等についての質問について答弁してまいります。

原子力災害時における対応につきましては、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえまして、国が制定した原子力災害対策指針、平成24年10月につくられておりますけれども、それらに基づいて原子力発電所における施設の状況に応じた防護措置が実行されます。また、宮城県において、宮城県地域防災計画の原子力災害対策編に避難に関して位置づけるとともに、P A Z、おおむね5キロ圏内やU P Z、おおむね30キロ圏内の市町では、それぞれ避難計画を策定しています。これらの計画を、内閣府を含む関係省庁と関係自治体が参加する女川地域原子力防災会議において、女川地域における緊急時対応として取りまとめ、今年の6月に国の原子力防災会議で了承されている状況でございます。なお、詳細につきましては、危機管理監から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 緊急事態の初期の段階において実施いたします防護措置の基準といたしましては、環境中へ放射性物質が放出される前につきましては緊急事態区分及び緊急時活動レベルE A Lですね、こちらはいわゆる原子力施設の状況に応じて避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準ということになりますが、こちらを用います。また、放射性物質放出後につきましては、運用上の介入レベルO I Lと言われまして、こちらは放射性モニタリングなどにより計測された値によりまして避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準が用いられます。そして、国から避難に関する指示等が行われることになっております。事象の発生の連絡は、原子力事業者、国、県、市町村の順に受けることとなります。連絡が入る時間につきましては、E A Lなどの段階に応じた対応となりますことから、具体的な時間等については詳細が示されていないということなのでお答えすることができないんですが、

環境中に放射性物質が放出された場合につきましては、放出から数時間以内に緊急時モニタリングが実施されまして、汚染範囲の特定が行われます。また、高い放射線率が計測された地域、基準においては毎時500マイクロシーベルト以上ですね、こちらについては被曝の影響をできる限り低減する観点から数時間以内に住民の避難等の防護措置を講じるということとされております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 原発のほうから事故が国に行って、国、県、町と伝わってくるということで、数時間はかかるんだということなんですよ。福島原発の事故でも大体そのくらいの時間がかかったような気がするんですが、9年過ぎて、まだその辺まで、もう少し早い対応ができないものかなとは感じました。ただ、じゃあ町でどうするのということになったって、町でどうすることもできないんだと思うので、現状は数時間かかるんだなということで、できるだけ早くやってもらいたいという気持ちがあります。

それでは、2番目に、甲状腺がんの発生を予防する安定ヨウ素剤という物が配布されるようになっておりますが、その辺の備えというものはどういう状況になっているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問が詳細な内容に入っていきますので、数多く質問事項がございますが、危機管理監から答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 安定ヨウ素剤につきましては、宮城県が28か所の施設に合計156万4,000個の丸剤、さらにはゼリー状の安定ヨウ素剤約2万個を既に備蓄しているという状況です。PAZ内の住民については事前に配布ということで行っておりますけれども、UPZで服用が必要になった場合は、待機時検査ポイント等のあらかじめ指定された場所に配布することになっておりまして、UPZ以外の地域については、UPZに準ずるということになりますことから、今後配布方法、配布場所について宮城県と協議させていただきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ、松島に配布は予定されていないということですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） UPZを含めて、EPZ以外は事前の配布ということではなくて、

モニタリングの調査の結果に応じて、地域が特定されて、その結果に応じて配布ということが基本になっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それで、住民の安全というか、守られるのかなという感じになるんですが、その辺は煮詰まっているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的にはこれらの考えというものが、原子力災害対策指針の考えに基づくような対応となっております。独自に安定ヨウ素剤とかそういうものを備蓄する部分につきましては、今後の検討課題ということになるかと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 恐らく、私質問書書いていて、そういうこれからの検討課題というものが多くなるんだろうなという思いをしながら質問しているんですが、やっぱり、汚染が、松島が汚染されるんだっていうときに、そういう安定ヨウ素剤の備えというものは、町内のどこかに確保しておいて配達されるんだと思ったんですよ、配布されるんだと思っていたんですが、まだまだそういう状況ではないと。30キロ圏外は、後で配布するようになるという理解の仕方いいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 30キロ圏外だけではなくて、5キロから30キロも含めて、いわゆるUPZも含めて、そのような形での対応ということが指針で決められております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ、汚染の濃度によって、どこの地域であろうと、そういう配布の仕方をするんだという理解でいいのね。分かりました。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それから、そのほかにセシウムに効果のあるという薬剤も備えるということになっているんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 現段階において、原子力災害対策指針にまだ放射性セシウムに効果のある薬剤の備蓄についてということではまだ位置づけがされていないような状況になって

おります。ただ、放射性セシウムを体から排出させることに効果のあるという薬剤については、プルシアンブルーという物があるんですけども、こちらについては既に厚生労働省が認可しております。薬剤の投与につきましては、放射性セシウムの体内の摂取量を確認して、医師が処方によって行うということになっておりますことから、今後の国の備蓄に対する方針とかそういういったものを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私たち住む者にとっては、やっぱりその辺が一番心配なんですよ。ですから、今後ということになるんだと思いますけれども、その辺を早く安心できるような対応をしてほしいなということを望むしかないのかなと思うんですけども。そういうことでお願いしたいと思います。

次に、放射能物質で本町が、さっきも言ったように50キロ離れた飯舘村さえ避難することになったんですが、もし本町がそういう状況になったときに住民はどこに避難することになるんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 本町も含めまして、UPZ圏外の住民が避難する場所ということにつきましては、現段階ではあらかじめ決められていないという状況になっております。PAZ以外の地域は、プルームの到達状況によって変わってくるということもありまして、先ほど申し上げましたが緊急時モニタリング調査の結果に基づき、汚染範囲が特定され、宮城県災害対策本部が県内外を含めて避難先を調整することということになっておりますから、その辺につきましても今後協議は必要になってくるのかなと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） その辺がね、今後と言われてもなかなかその辺、実際にあったことなのでね、今からと言われてもなかなか納得できかねると思うんですが、これから検討するのか、県のほうで確保するのかよく分からないですけども、プルームが飛んできたよと、さあ松島町どこに逃げるんですかというときに、まだ決まっていませんという話では非常に心配かなと思うので、その辺、早急に何とかしてほしいと思います。

それで、県の計画では避難する際には自家用車が基本だよということになっておって、車のない人はバスとなりますということなのね。今の、集合場所を含めてどういう避難方法ですかって聞くようになっているんですが、何も決まっていなければこれも飛ばすほかないのかなと、決まっていなんでしょう、何もね。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） バスの輸送力の確保ということにつきましては、宮城県が宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達するというには決まっております。そして、宮城県内での輸送手段に不足が生じるということになった場合には、他県との応援協定に基づいて隣接県から輸送手段を調達することということになっております。

また、一時避難場所等につきましても、UPZ圏外の避難対策につきましては、先ほど来申し上げているとおり、今後の検討課題が多いということもありますことから、今後町としての避難に関する個別計画を策定する際に宮城県と話し合いながらその辺は進めていく必要があるのかなと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 大体、これから先の質問は、今のような答えになってしまうんだよね、みんなね。検討、県のほうで計画して、検討協議の上で策定していくということになるんでしょう。ただ、先にも言ったように、そういうことだからきちっと県と協議の上で町としてのマニュアルというんですか、避難マニュアルでもいいし災害防止マニュアルでもいいし、何でもいいし個別計画を別につくる必要があるんじゃないかと思うんです。ですからそういうもので、県が県が県がということじゃなく、町も積極的に動かないと、町としての町民の安全性を保たれないのではないかと思うんですよ。恐らく、相当協議をしないと煮詰まっていけないんだと思います。ですから、住民の安全、避難できる時間とか、観光客の避難対策はとかって示して、通告しておりますが、その辺はまだなんだろうと思うから飛ばしますけれども、早急に対応してほしいと。

それで、松島町は石巻市新橋行政区の住民433人を受け入れることになっております。東部地域交流センター体育館と農村環境センター多目的ホールに受け入れることになっておりますが、国の指針では避難所運営方法などを記した詳細なマニュアルを作成するようになっておりますが、その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） マニュアルにつきましては、ただいま宮城県のほうでガイドラインというものを、避難所受付時のステーションを応援するためのガイドライン、こちらを市町村の意見を聞きながら策定、今準備を進めているということで、もうそろそろ出来上がってくるのかなと。それに準じた計画を立てていく必要があると考えております。

そして、石巻市からの受入れにつきましては、原子力災害時における住民の広域避難に関す

る協定というものを平成29年12月1日に締結しておりまして、こちらに基づきまして東部地域交流センター、品井沼農村環境改善センターに、今のところ433人を受け入れるということになっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） これ、東部交流センターのほうに何人で、環境センターのほうに何人ということとは決まったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 現在の協定によりますと、こちらのほう、東部地域交流センターには300人、品井沼農村環境改善センターのほうには133人ということで受入れをする予定となっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、コロナ感染症の拡大中でありまして、そういう感染症拡大中でも同じような人数は受け入れることができるということになっていませんか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） これは、コロナ禍におきましては、想定している433人を受け入れるということは難しい状況になるのかなと考えております。この件につきましては、11月9日に開催されました宮城県首長会議におきましても、町長から知事に対しまして確認を行っております。宮城県からは、緊急時に避難住民数が避難所の所定の定員を上回った際には、県が再割当てを行いまして調整を進めるとの意見がその場で示されました。コロナ禍での自然災害と原子力災害との複合災害なども考慮しますと、ソーシャルディスタンスを取った上での避難所運営について十分検討しておく必要があると考えております。この点につきましても、町長から引き続き積極的な市町村間の調整を進めるように、会議の席上で要望も行っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そうですね。ちゃんと433人受け入れますということで約束しておいて、今感染症拡大中だから駄目だって言ったらその人たちどこにも行くところなくなるんでね。これも大変なことになるんでね。その辺もしっかりと対策を講じるようお願いしたいと思います。

それから、3月11日、東日本大震災のときに、同じく東松島の住民を改善センターで受け入

れました。そのときは、1か月くらいだったか、もっとちょっと長かったですか、ちょっと忘れてしまったけれども、今回はどういう形で、何日くらいになってしまうんだらうね、受け入れる日数っていうのは。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） やはり、放射能による汚染ですね、こちらのほうの度合いによっては変わってくるのかなとは考えておりますが、協定の中としましては避難者の受入日数については原則として1か月以内ということで協定の中で定めております。ただ、その他の災害の状況とか、避難者数、施設の利用状況を踏まえまして、当町のほうが1か月を超えて受け入れると想定した場合には、これ以上受け入れることも可能ということでの位置づけとしております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、私改善センターの近くに住んでいるんですけども、その改善センターに受け入れる場合に、地元の行政区として、避難受入れに関わることになるんですかね。全く関わらなくてもいいということになるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 石巻市から避難者を受入れする避難所につきましては、初期段階では町の職員が中心となって運営をすることになりまして、その後におきましては避難元の職員へ引継ぎするということでの位置づけとなっております。原子力災害時に複合災害となった場合には、避難所を運営する人員が不足することも想定されますことから、石巻市からの避難者を受け入れる避難所以外で、地域の方々に運営していただく可能性もあるということもありまして、今後検討課題と捉えて各地区の避難所運営訓練などで積極的にそちらのほうを支援してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） その受け入れる場合に、放射能汚染がどの程度なのかという検査も必要だと思うんですが、そういう検査というのはやって受け入れることになるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） U P Zの区域から避難者の方が出る場合、放射能の検査については石巻市の方が受ける場所としましては、東松島の鷹来の森運動公園、こちら矢本インターチェンジから1キロくらい北東にあるところなんですけれども、こちらが避難待機時の検査場所と指定されておりまして、こちらで検査を受けるということになります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 分かりました。それで、その次にお聞きしたいのは、本町を通過して柴田町に避難する住民が1,930人だと、丸森町に避難する住民が1,800人だということで、本町の4倍以上多い避難計画になっておりますね。本町と同じく少ない受入れの町として涌谷町が800人ということになっておりまして、どちらの町も30キロ圏内の周辺なんですね、すぐ縁なんですね。そのことが、安全性を確保できないということで、少ない避難民の受入れになっているのではないかという気がしないでもない。その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 避難者の受入れにつきましては、石巻市との協定を締結する以前に、宮城県から受入れ可能施設についての照会がありまして、本町として石巻市に比較的近く、車が駐車する場所が周辺に確保できる、そういったことも加味しまして、品井沼農村環境改善センターと、松島東部地域交流センターを候補地として回答したことが、基本的なことになっております。この調査は、宮城県内の市町村に対して一律に行われているものでありまして、その結果に基づいて宮城県が割り振りなどを行ったものであるために、30キロ圏沿いであることが受入人数に影響していることになってはいないと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何か、安全性が確保できないよというのがあって、松島町とか涌谷町は少ない受入れになっているのかなという気がしました。なぜ、近いところじゃなく、丸森のほうまで何千人と避難することになるんだろうなという気がしましたので。本町というのは、安全の確保というのは大丈夫なのかなという気がしますので、その辺が非常に心配される場所です。そこで、11月9日、市町村長会議がありました。そのときに、櫻井町長の意見はどうだったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員が総体的に質問されているようなことは、私は全て地元説明会というんですかね、7つの会場でやられたようですけども、見てはおりませんからはっきり言えませんけれども。ただ、うちの危機管理監にそれについては東松島でやるときにちょっと行ってきてくれないかということで伺わせております。それから、私はネットで南三陸のを見ておりますけれども、大体同じような内容の質問が多かったのかなと思っております。本来なら、私らも議会のときに菅野議員と一緒に福島を見にいきましたけれども、考えられないこと

がやっぱり起きたんですね。だから、あのときの福島に行ったときも、絶対ないということで、すごいなということで帰ってきた記憶がございますけれども。それが今、今度東日本大震災であのような事故になって、それから10年後に女川ということでありますけれども。そういったときに、事故というのはまずあってはならないということなので、その辺に関しましてこの間河北新報の社説にも書いてありましたけれども、地元同意を重く受け止めていただいて、再稼働するまではこれから2年くらいあると思いますから、その中でいろいろな問題が出ていることは確かなんであります。そういったものを、一つ一つクリアしていただけるようお願いをしていきたいし、これから我々も首長として自治体の関係者と一緒になって、そういったところは追求していきたいと思います。

ですから、11月9日の市町村長会議のときも、そういった内容であろう質問が多かったのかなと思っております。私もやっぱり多くの方々が避難道路、避難道路は三陸道が動線としてやっぱり考えられているのかなと思うんです。ですから、そこにいかに女川の町から道路を結びつけてくるかとかですね、石巻として牡鹿半島のほうから道路を取り付けるとか、そういったことでどのような時間がかかるのかと、そういったことでいろいろ議論されていたと。それを踏まえて、今年になってつい最近だったと思いますけれども、小泉環境大臣も来て避難道路のことを知事から、また地元の首長から訴えられて見に来たんだらうと思います。今後、再稼働に向けてその避難道路の整備については急ぐようにというのが村井知事が出した答えなのかなと思います。

それから、先ほど来から避難所の受入人数のお話がございますけれども、これ石巻と協定結んだときには、コロナではなかったんですね。その当時は、大変失礼ですけどもコロナの字もなかったくらいです。ですから、それが今、今年になってコロナ禍ということでございますので、これから今日の話でも明るいニュースが、イギリスのほうでワクチンが開発されたとかですね、そういったことが出てきておりますので、今後そういったものが早く日本でも普及して見られて、昨日たまたま日本ではそういうワクチンに関しては無料でやっただけというふうに国会で決まったようでありますから、早く国民の方がそういったワクチンを投与して、このコロナというものをあまり意識しないでも済むようなときが来ればいいなと思っております。

それにつけても、様々な問題があることは確かでございますので、稼働はもうするという事ですので、今までは稼働するかしないかという議論でしたが、今度は稼働ということでありますので、それらについての今度は問題点と、コロナも併せて追求していきたいと思っております。

ます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、町長がおっしゃるように、避難道路の問題も含めてまだまだ調整するところ、検討するところたくさんあるわけですよ。ですから、2年先というふうに思えば時間があるように感じますよ。ただ、私なんかは選挙をするたびに4年って早いなというふうに、いつきなんですよ。ですから、2年あるからということじゃなく、やっぱり早急に対応してもらわないと、住んでいる住民にとっては心配なんです。町長だって多分4年間に公約を果たそうとすれば、本当に大変だと思うんですよ。2年あるからじゃなく、すぐなんだという気持ちで県も国も対応してほしいと思うんですよ。私は、再稼働するなという話ではありません。するのであれば、やっぱりしっかりと住民の健康、安全を保ってほしいという思いで質問しているわけですよ。11月4日の衆議院の予算委員会において、菅首相はしっかりとした避難計画がない中で原発の再稼働は進むことはないというふうに答弁しておりますけれども、計画はあっても実効性が伴わなければ、それは安全を確保できないということになると思うんです。福島原発事故で、近隣の住民全て財産から何から奪われたわけでしょう。あれから、あと4か月で10年になるんですよ。今年の11月1日の福島県大熊町の帰還住民は全町民の3%、275人しか帰還していないということが報道されておりました。生まれ育った松島に、そういうふうにしてほしくないんですよ。だから、そういうふうになっても、安全であってほしいという気持ちを持っております。だから、再稼働するのであれば、核エネルギー利用の技術が完全になって、原発は絶対事故は起きないというふうになれば、私たちも安心して住むことができるわけで、ですから原発を廃止するかという話じゃなく、再稼働するのであれば安全な対応をしてほしいと思います。町長には、そのことをしっかりと国に県を通じてしっかりとそういうことを求めてほしいという思いがします。町長の所見はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 所見をお話しする前に、備蓄の問題についても先ほど来からいろいろお話しされていますが、隣の東松島市の市長からちょっとお声がかかって、うちのほうの備蓄倉庫をちょっと見に来てくれないかということでございました。鷹来の森の備蓄倉庫を見に行きましたけれども、すごく大きくて広くて、それからトラックが中にどンドンどンドン入って、荷物積み込みも機械で全部できるような、そういうすばらしい備蓄倉庫で、指定管理をして年間維持費をきちんとかけて、そして大変失礼な話だけれども、下の物を上にやったりして物が傷まないようにですね、ちゃんと保管しながらやっている備蓄倉庫でありましたけれども。ここ

は、村井知事も見たようでありますけれども、インターチェンジからすぐ近くにございますので、こういったところは今後県でも考えていただいて、こういう原発に要するようなそういう資材、安定ヨウ素剤とかそういったものがもしそういったところで保管できればいいのかなとは思ってきておりましたので、これらについては渥美市長からもいろいろお話しされて、県を通じて市町村会にも全部情報は流しておりますので、ここにこれだけの備蓄倉庫があると。また、すぐ近くにヘリポートもあるということで、お話ししております。

そういったことも含めて、今後頭に入れながら要望はしていきたいと思っておりますし、これから10年間で、震災から10年ということで、先ほど来から議員からお話しされていますが、私の情報が間違っていたら後で訂正しますけれども、この10年間で多分9基くらい原発が稼働可になったんだろうと思うんですが、全ては稼働していないんだと思います。それは、何らかの問題があるからなのかどうか分かりませんが、稼働可にはなったけれども再稼働されていない。特に、西日本に多いということでもありますので、それらの要因が何なのか私つかんではおりませんが、それらを踏まえて、拙速的な再稼働に行かないようにですね。2年といえは長いようであって、また短いようでもあるんですけれども、ただそこできちんとできることはできると、それから2年たったからすぐ稼働するっていうわけじゃないんでしょうから、2年で稼働にこぎ着けるといことなんでしょうから、そういったことも含めて、今後そういったことに関しましては議員の皆様には情報提供しながらやっていきますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 分かりました。ただ、10年過ぎるとだんだんだんだんとそういう当時のことを忘れてしまって、今回の市町村長会議においても反対した人は美里の町長1人ということで、だったよね、反対をしっかりと表明したのは。何人かおりましたか、そうですか。じゃあ、私勘違いしたところですか。ただ、当時は五、六町村、市町村で廃止の意見書か何か出したという記憶があるんですが、今回はもうすっかり、10年近くなるとそういう意見も少なくなってしまうと、原発の安全性というものに慣れてしまっているのかな、よく分かりませんがね。そういうことがあるので、やっぱり町長が今言ったように、しっかりとさせていただきたいなという思いがいたします。

政府は、来年度に災害対策基本法を改正する方針を固めておまして、災害弱者などの支援を市町村の努力義務とするようにしておりますね。ですから、エネルギー政策は国策であるということではなく、逃げるのではなく、やっぱり松島町の町長としても町民の安全のために頑張

っていただきたいなということをお願いして、この質問は終わります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 11月9日の市町村長会議のときに知事から、全部の市町村が参加したわけですけども、賛否を問われたわけではございませんので、そこで反対が何人いたとかという数字は当然挙手したわけじゃありませんから分かりません。ただ、言葉として反対だと言われた方は1人ではないということだけはお話ししておきたいと思います。

それから、今日の報道にもありましたんですけども、2月に津波それから地震を踏まえた防災訓練を原発のほうに関してやるということを県から発表されたと、今朝新聞見ていたら書いてありましたので、そういった内容がどういった内容でどう行うのか、こういったことも担当と一緒に確認して、参加できるものならそこにちゃんとうちの職員を参加させて、実体験させていきたい、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それでは、次のデマンドバスの運行実証実験結果について質問いたします。

デマンドバス、第2次実証実験運行実施結果、前回と比較して利用者が減少し、限られた人の利用になったということで、デマンドバス方式の採用は適さないという報告がありました。一部の利用者に好評を得ているものの、利用者の4割がやや不満、不満と回答しておりますが、第1次実証実験運行の実施結果と同じような結果になったのではないかと思います。報告資料の回答内容アでは、利用の都度の電話予約が面倒という回答が48%でありました。これは、第1次実証実験運行の実施のときも同じような結果だったと思っております。イの運行時間帯については、第2便、第3便の時間変更で利用が不便になったよという住民もおりました。それから、ウの突然の利用ができないとの回答もありました。話を聞いてみると、例えば病院に行つて診察を受けるときに診察時間が分からないと、そして薬をもらうのにも時間が分からないということで、帰りの予約なんか全く取れないんだという話をしている利用者もおりました。それから、エの事前の登録制という不満も、前からこれは言われていたことでありまして、そもそも登録することが面倒だと思う人に幾らお願いしても面倒だという気持ちは変わらないんだね。そういうことがあって、ネットなんかで見ると、デマンドバスの運行で失敗した事例もあります、確かにね。ただ、その失敗した一例として登録制度というのがあるんですよね。あるところでは、登録制を廃止したところ利用者は増えた事例もネットで見られました。1次、2次の実証実験をしても、運行方法に大きな違いがなければ何度実証実験をしても利便性はそ

んなに大きく変わることはないだろうと思います。利用する人が利便性を感じなければ、それは利用者が増えることはないということになりまして、登録制を廃止するとか、運行方法を変える、もっと変える方法もあったのではないかと思うんです。例えば、真夏だったらどうなんだろうとか、真冬だったらどうなんだろうと。どんな結果が出たんだろうなという思いもしますので、もっといろいろな実証実験があってもよかったのではないかと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 2問目のデマンドバスの運行実証実験の結果についてのご質問について答弁しますが、1回目やりましたよと、1回目やってやっぱりこういったことがあったと、このようなことがあって、このようなことが改善されなくては駄目だというお話があって、それで担当のほうでいろいろと調べて、調査して確認しながら、このようにやったらいいのではないかとということで内部でいろいろお話をさせていただいたと。それらについて、第2回目の実験をやったというのが今回であります。これらについては、この間議会に報告しましたけれども、再度、重複になるかもしれませんが、デマンドバス第2次実証実験運行を行う経緯につきましては、説明いたしますと、第1回目の実証実験運行の実施結果において、利用者が少なく限定的である結果が得られたと。この3か月間の結果だけでデマンドバス運行が適さないという判断をすることは難しいことから、いま一度内容を検討するため、第2次実証実験の運行を行いました。修正点の内容とか、それら詳細等につきましては総務課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと、報告書のほうにも記載がありますので、繰り返しにはなるとと思いますが、まず運行区域や運行ルートについては従来の路線バスよりは近くなるので、それほど極端な不満な声はなかったもので、これは変更はしませんでした。それから、時間帯については、いろいろご意見頂戴しましたので、現在の路線バスの全体の運行に支障のない範囲で、時間は調整させていただいたということです。それから、予約方法についても、運転手に直接予約できないのかという声もあったので、それも対応はしましたが、実績としては実際1件しかそういった申込みはなかったということです。あとは、周知についても記載していますが、各地区で実際の利用者の方を対象に説明をさせていただいて改善はしたと。ただ、どうしても実証実験運行の中で既存の車両、それから運転手の人数もございますので、そうした中での実証実験運行ということで、やや制限がかかった中での実験であったということで、あくま

でも1回で可否を判断するのは少し乱暴かなということで、改善をした上で2回目の実証実験運行を行ったということです。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今もお話ししましたがけれども、極端に変わったわけではないですね。そんなに大きく変わっていないですよ。住民説明会も、知らなかったという人も結構いるんですよ。町では周知したということなんですけれどもね、知らなかったという人もおりました。ですから、もう少し実証実験のやり方というのも変えてもよかったのではないかという思いがしたものですから、今質問しているわけです。ネットで見ると、相当数の自治体でデマンドバスの運行をして、住民の足を確保しているのも事実ですよ。岩手県の雫石町では、一般のタクシーを活用したデマンドバス運行、デマンド運行というんですか、一般のタクシーを活用したデマンド運行、それから山形県の川西町ではデマンド型乗合タクシー、それから青森県の佐井村では、社協の職員と住民合わせて18名がボランティア輸送を行っているんだそうです。それから、徳島県上勝町では有償ボランティアによる運行事業、それからタクシー事業者全面委託してデマンドタクシーとしてサービスしている自治体もありました。ですから、成功しているところもあるんでね、デマンドバスやデマンドタクシーの運行は、当局から見れば利用者が増えれば増えるほど経費がかかっていくので、運行しないほうが一番経費節約にはなるんだと思います。しかし、路線バス方式の運行より、デマンド運行のほうが経費節減になっているのではないかという、町民バスのドライバーさんもいたそうです。やっぱり、報告で利用者の4割がやや不満、不満と回答しておりますが、一部の好評者を含めて、6割の利用者には不満はなかったわけですよ。不満がないということは、そのやり方でもよかったのではないかと思うんですが、なぜその各地で成功しているのかと、なぜ運行しているのかというようなことも、もう少し検証してもよかったのではないかと。本町はなぜ利用者が減少するのか、そういう検証も必要だったのではないかと思っております。ドライバーさんの労働時間は増えたのか減ったのかよく分かりません。それから、14人乗りのバスでよかったのか、それとも6人乗りでもよかったのか、時間帯は本当にベストだったのかな等々、検証することなくデマンドバスの運行方針が終了することになるんですよ。ですから、非常に残念ですけれども。残念であります。他の自治体の成功例を含めて、もう少しじっくりと、さっき申し上げたように夏場だったらどうなるんだろうとか、真冬だったらどうなるんだろうというような検証をしてもよかったのではないのでしょうかという思いがありますので、その辺のところはどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、先に説明会に関してでありますけれども、地元説明会が不足していたのではないかというお話でありますけれども、多分それを聞くと担当はがっかりするんじゃないかなと。なぜかという、区長さん等を通じて何回となくそちらに出向いて、説明はしているんですね。説明はしていても、例えば100人のうち1人でも2人でも聞かなかった、聞きに行かなかったとなれば、そういう答えになってくるのかなと私は思っています。ですから、説明が足りなかったのではないかということについては、私は十二分にお話は申し上げたと。それで、また広報等でも再三再四お知らせを申し上げたということで、一応アンテナは張ったつもりであります。そのアンテナが、果たして全てよかったのかと言われますとどこか欠けている点はあるかもしれませんが、できるところについては全て庁議を重ねて担当者たちがいろいろ知恵を絞って足を運んでやったということだけはお含み願っておきたいと思います。

それから、2回目やるが上の検討の際にもですね、公共交通事業に精通しております本町の地域公共交通会議の委員でもあります宮城大学の徳永先生からも、この方はいろいろところでデマンドバスとかそういったものについて、各自治体からいろいろな検証を頼まれてお話しされている方なんだそうでありますけれども、本町についてもいろいろ関わっていただきました。そういったアドバイスをいただいて2回目に着手したということでもあります。なお、今、議員の質問の中で後半のほうのドライバーの運転管理とか経費とか、そういったものはどうだったんですかということでありましたので、総務課長からその辺ちょっと答弁させてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 結論から言えば、路線バスと今回の比較でいうとトータルでは大体78万2,000円くらい、経費としては多くかかったと。かかった理由としては、受付の臨時職員を当然雇っていますので、その分の賃金ですとか、あとは運転手の、バスの方は時間としては3か月で15分程度しか長くはならなかったんですけれども、その辺の賃金、それから、今回2回目については、文化観光交流館とどんぐりの往復便を関連の事柄として運行しましたので、その部分でも賃金が発生していますので、トータルとしては3か月で78万2,000円ほど多くかかったということです。

それから、使用した車両、14人乗りのハイエースを使用してやったんですけれども、結果として、報告書にもありますとおり、乗った方は6人ということですので、結果だけから見ればもう少し小さい車両でもよかったのではないかということにはなりますが、1点目のご質問でもお答えさせていただいたんですが、既存の車両を使っての実証実験運行ということもありましたので、結果としてはこういう内容になったということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 住民説明会は開いたと、情報提供するほうと受けるほうでは全く違うわけで、さっき午前中の一般質問にもありましたけれども、やっぱり情報発信の仕方、やり方というのはもっとあってもいいのかなと。やっぱり、1人、2人知らなかったという人しか私は聞いていなんですけれども、もっと調べればもっといたのかもしれない。ただ、1回目は行っているんだけど、2回目は行かなかったという人もいたかもしれません。ですけれども、やっぱり本当にこまいところまで説明するのであれば、みんなに来ていただいて、やっぱりペーパーだけで情報を流すのではなく直に口で伝えるということも大事なだと思いますけれども。そういう方法でやれば、また違ったのかなという思いはしないでもないんですが。

それから、経費は、やっぱりデマンド方式は高くなるんですよ。さっきも言ったように、やればやるほど、利用者が増えれば増えるほど経費は高くなるのでね。ですから、しないほうがいいですよ。だけれども、やっぱり、今までどおりのやり方で継続するという報告がありましたけれども、それは元気で歩ける老人にとっては、利用者にとっては非常にありがたいことだと思うんです。ですが、やっぱり松島町の高齢化が進んでおまして、バス停から離れたところに住んでいる人も多いんですよ。そういう人たちをどうするかということなの。停留所に行って待っていてくださいということだったんでしょう、デマンドバスの方式も、大体ね。そこまで行けない人が多くなっているということなんです。だから、そういう人たちをどう救ってやるかということが大事だと思っているんです。デマンドバスが有料の場合利用しますかというアンケートに回答した30人の中で、有料だったら利用しないと答えた人はたった1人ですよ。有料の場合、どの程度の料金設定が妥当だと思いますかとの質問に対して、500円でもいいと答えた人が3人いたんですよ、10%、30人のうちの3人。だから、そのくらい、例えば北部からタクシーで行くのに2,000円かかるという人にとっては、足悪くて歩けない人にとっては、500円でも利用したいという人たちがいるんですよ。だから、そういう人たちをどのようにしていくかということなんだと思うんです。憲法の25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると定めておまして、国はもちろんのこと、町としてもしっかりと健康で文化的な最低限の生活を営むことができるように努めなければならないのではないかと思います。もし、私自身が独り暮らしになって、どうしたって免許証を返すようになって、歩行困難になったら、やっぱり助けてくださいって言いますよ。何とかしてくれませんか。そうならないとは限らないわけでしょう。そういう人たちがいるわけですから。そういう人たちに、利用しやすい利便性のあるバス、デマンドバスとなるように、これからも継続して研究

してほしいなということをお願いしたいと思うんです。その辺どうでしょう、町長。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員から憲法の話をされましたけれども、私も憲法25条という内容を把握していませんのでそれでどうのこうの言えませんが、この頃いろいろな報道を見てみると、その地域によって、例えば菅野議員のように運転にたけた方は地域の方々を私が代わりに乗せていきますよということによってやっておられる地域もあります。そこで声がけをしながらやっている地域もある。ですから、議会からもある議員からはデマンドタクシーという声も出ていましたけれども、それからそういう地域の方々が地域の方々を乗せてそちらのほうに移動させていただくという手段、そういったところも取っている地域もあります。ですから、地域によってはいろいろなことがあるんだろうと思います。さしずめ、宮黒だと大和町がいい例のようで、町場の中と人口が密集していないところとあそこは極端なんだそうでありまして、それらのやっぱり人口移動、人の足を確保するというのは、町民皆平等からすると大変難しいというのは、地元の町長からも聞いていますけれども、同じようなことが松島にも言えるんだろうと思います。町営バスは、始まってから今まで20年経過しているので、約20年くらい経過していますので、そうなってくると物事の考え方をもう変えなくちゃならない、もしかすると、という気もあります。ドア・ツー・ドアというお話もありますけれども、できるだけそこに持っていければということもありますし、また今度は子供たちのことでもドア・ツー・ドアという話もありますけれども。私は子供たちの場合はドア・ツー・ドアはあまり駄目だと、あまりよろしくない。やっぱり運動させないと駄目だという兼ね合いも持っていますので、そういった考えは個々にあるんだろうと思います。ただ、高齢者の方々のいろいろな足に関しては、やっぱりこれからも少しでも利便性が高くなるように努力はしていきたいと思います。ただ、当面の間、今までの町営バスの在り方を検証しながら、運行ダイヤの調整であったり等でやっていきたいと思います。必ずしも、経費がかかるからやらないとか、そういったことじゃなくて、これは国を挙げてやっぱり高齢者対策としてそういった方々の足をどうするのかというのは統一課題となっていますので、私たちも一緒になって、1人でも2人でもよくなったと言われるように努力してまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町民バスから降りてたった500メートルくらいで家につくところの人なんかもいるんです。つえついで、かばん背負って歩くのを見ると、やっぱり乗っていかいんっていう話をするんですが、いいがらいいがらって断るけれども、そんなこと言わないでっていう

と必ず乗りますよ。本当に。そのくらい苦勞しているんですよ。だから、そういう人たちを何とかしてあげてほしいなという思いがあるので、今、町長が言ったように今後とも研究していくということであれば、ぜひそういう人たちをしっかりと支えて支援できるような対策を講じていただくようお願いしまして、これで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほど、運転手の勤務時間の件で私トータルで15分とお答えしたんですが、1日15分で3か月ですと18時間15分の時間になっていましたので、訂正させていただきます。（「長くなったの、分かりました、終わります」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時20分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

12番高橋幸彦議員、登壇の上、質問願います。

〔12番 高橋幸彦君 登壇〕

○12番（高橋幸彦君） 12番高橋でございます。通告しました学校給食の現状と課題についてという質問なんです、この通告書出しましたら質問までの前説が長いという批判を受けましたが、それにちょっと付け加えたいことが。実は今日も朝所用がありまして、9時過ぎには役場に来たんですが、本日の一般質問最後になるっていうことを聞いたのかどうか分からないんですが、着きましたら財布から携帯から忘れまして、一度戻りまして、大変恥ずかしい思いをしたんですが。

それでは、私の質問を始めさせていただきたいと思いますが、議員になってからすぐに2市3町の保守系議員の集まりであります議員連絡協議会というのに入会しておりました。入会した当初は50人以上、櫻井町長も以前議員でありましたときには入っておりましたのでよくご存じだとは思いますが、その当時は4つか5つの分科会があって、結構活動しまして、各市町に行き質問等をしたりしたこともありましたんですが、ここ数年分科会がなくなりまして、何か活動内容が見えないということで、どんどん会員が減りまして、現在は36人という会員数であります。2市3町が順繰りで当番になるんですが、今年は利府町でありまして、新型コロナのこういう時期ですけれども、何かやっぱりテーマを決めてやろうということで、今年は学校

給食の件でテーマにしたらいいでないかなという意見がありました。それで、一番最初に出た話は、学校給食の無償化という話が出たんですが、あまりにも一足飛びじゃないかなという意見がありまして、各市町の給食の現状や課題を知ることが先ではないかということになりまして、11月1日に利府町で研修会がありました。当町からは、議員が6人、それから副町長、それから教育課長に参加していただきまして、そのときちょっと手違いがありまして、塩竈市は不参加でありました。その後、11月5日の、今日も高橋記者いらっしゃっていますが、河北新報の記事に給食費公会計化26%との記事が載っておりました。宮城県では、27.3%の教育委員会が導入しているとのことでありました。我が町では、9月の決算議会で歳入では雑入のうち1節学校給食費収入があり、歳出では教育費のうち給食施設費が計上されているので、公会計化が進んでいるんじゃないかと私は認識しているんですが、まずそのことについて確認をお願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高橋議員の質問内容が学校給食ということもございますので、まずは教育委員会から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 本町におきましては、給食費負担金の収入と、あと賄い材料の支出等を町の予算に組み込みまして、公会計方式で行っているという状況でございます。また、徴収と収納管理等につきましても、教育委員会でやっているという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私の認識どおりであると思って、今教育課長から報告があったんですが、その基準の中に、公会計化でコンビニやインターネットで納付できるなど、保護者の利便性も向上するとありましたけれども、我が町の徴収方法、教育委員会のほうで行っているということですので、どういった方法があるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 本町におきましては、口座振替を基本といたしまして納付しております。また分割納付など特別な事情がある世帯のみには納付書でということでの対応で納付していただいております。また、納期が過ぎまして、納付状況等確認しまして未納であれば督促あとは催告等を通知いたしまして、それでも納付がない場合には電話または個徴収等で納付の確約を取り付けるなどの対応をしているという状況になっております。また、コンビニとか

インターネット等によります納付につきましては、現在のところは実施していないという状況でございます。ただ、利用するとすれば口座引き落としができなかった後の処理といたしまして、その利用はコンビニ等の利用ですね、こちらのほうの利用が考えられるかと思っておりますが、導入自治体の先例の事例を見ながら、今後私のほうでも検討させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 今、説明もらったのは、課長の説明で次の質問等にももう入っていると思うんですが、そのときの研修で、これ副町長とか教育課長ももらって、本当は私がメモしたのだったので、メモしていないやつ、本当でしたら議員の皆さんとかにも見ていただければ一番分かりやすいんじゃないかと思っておりますが、この中で、先ほども言いましたように塩竈市がちょっと参加できなかったんですが、1市3町の給食の担当者の方々から給食事業の報告があったんですが、その中で給食費の未納の報告があったんですけれども、多賀城市は繰越額含めてですが251世帯で2,388万7,684円、松島町は現年度なんですけど53人で、これは令和元年度の数字なんですけれども、53人で160万3,445円、七ヶ浜町は10世帯14件で41万1,459円、利府町は22人で60万610円という数字でありました。我が町の児童生徒数822人、七ヶ浜町が1,398人、利府町は3,407人の児童生徒数があります。松島だけ公設の幼稚園ですので、幼稚園の110人がプラスになっているんですけれども、それにつけても人数が少ない割には未納が多いんじゃないかなという結果であります。2市3町、皆さんもご存じのとおり消防とかごみですね、衛生組合等で一部事務組合で広域の行政組合で事務を運営しているんですけれども、それで横のつながりは他の市町村よりは深いと思いますけれども、そういう中でこの給食費の徴収とかそれについての話合いとかはしているんでしょうか。それをお聞きしたいなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 収納関係の、2市3町での給食センター内での協議とかということではやっておらないというところでございます。また、松島町につきましては、先ほど言いました公会計ということで滞納処理のほうですね、町のほうでやっておりますが、ほかの自治体におきましては、例えば先ほど言った口座引き落としができなかった場合、その後の処理として学校のほうでの徴収をお願いするとか、そういう部分が他市町村には見られますので、その辺でのちょっと徴収の取扱いの違いが出ているかと思えます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） そのとき参加しました議員とか、それから副町長、教育課長分かると思うんですが、他の市町で児童手当から未納の方々のは、そのときの話を聞いたら実際には児童手当から給食費をとというのはなかなかできないんですけれども、そういう誓約書みたいなものを取っているという話があったんですが、その点、我が町はどいなくなっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 松島町でも同じ、児童手当から保護者の方の同意を得まして、申請書を出させていただきまして、年3回の支給時にはその旨納付いただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 最初に話したように、一番最初給食費の無償化という話から実際は始まったんですね。その事前の役員会の中で、そのときは塩竈市の方々も出ていたんですが、塩竈市はその未収金がほとんどないという話だったんですよ。それなので、私はびっくりして、だったらほかの町村のを調べてというか、聞いたほうが、先の段階じゃないかなと思っております。あと、ちょっと遅くなりましたけれども、学校給食ほとんど、塩竈以外がセンター方式で、利府町が2つ、あとは1つ、それで塩竈だけが自校方式なんですね。ちょっと塩竈にゆかりの方に聞きましたら、やっぱり浦戸離島があるので恐らくそういう方式になっているんじゃないかなと思っておりますが、塩竈はほとんどないというのを聞いて私が言ったものから、そういうような方法をやはり松島でも、今からでは多分遅いんじゃないかなと思うんですよ。累積の未納、滞納ですと、決算のあれで900万円くらいありますものね。ですから、やっぱりこれからじゃちょっと遅いんじゃないかなと思いますけれども、やはりゼロに近く何とか減らせるような方向で考えてもらいたいとは思いますが、何かそれについてありましたら。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） そうですね。経済状況がなかなか苦しいということで納められない方、ただ、ほかにはもちろん納付する能力があるにもかかわらず納めない方等いらっしゃいますので、そのような納める能力があるのに納めない方がいるとすれば、その旨はこちらのほうも厳しい対応で、その旨対応したいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 教育委員会のお話なので、私のほうでは無料ということに対する考え方というのを。私は、給食費無料という考えは持っていないので、別に今後無料にすることを今考えていないと。多分、教育委員会もそうではないかと思います。ただ、今、うちの給食費の料金が適正な価格なのかと言われると、そこは議論の余地があるのかなど。ただ、こういったものについては、やっぱり2市3町の広域行政、議連さんもやっていただいておりますので、2市3町の広域行政、塩竈の市町が会長になってやっていますけれども、そういった中でも多分話題として今後出るのではないかなど。この間、消防事務組合の臨時議会があったときに、ちょっと休憩時間にこの話も出まして、ある方は今の給食費を値上げしないと駄目だという方もいれば、私の公約は給食費無料だという方もいれば様々でございますので、2市3町でも様々なのでね、その辺はなかなか統一するのは難しいんだろうと思います。ただ、やっぱりしっかり、食べていただいた物に関しましては支払っていただくという姿勢は崩さないでおくということと、今教育課長が答弁しましたけれども、なかなかお支払いできない方にはきちっとした対応を取るよと。本当に経済的に苦しいのかどうなのか、その辺は見極める必要もございますけれども、そういったことは注視しながらやっていくようにということで指示はしておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） そうでした。無償化じゃなくてその前にという話になったときに、塩竈のその議員さん方が言ったのは、給食費は払えないのじゃなくて払わないんだっていう姿勢だっていうことを言われたんですよね。だから、最初からそういうような厳しくというかやれば、本当に減額とかいろいろ制度もあるんでしょうから、それでできるんじゃないかなと思っております。私も、宮城県漁協の松島支所の運営委員長という立場で学校給食運営審議会委員にさせていただいております、教育長と年2回は給食を食べて、会議を持ちまして、またあとカキ生産者ということで昨年あたりは3回給食を食べる機会があって、大変おいしくて、私みたいな糖尿病という疾患持っている者にはちょうどいいくらいの栄養分、量であったなと思っておるんですが、そのときには今町長も給食費の値上げということで、それもこの資料にもあるんですが、元年度で松島町は小学校265円、中学校310円だったのをそれぞれ280円、330円と。七ヶ浜と利府も大体同じような値上げをしまして、仙台市の学校給食の栄養の問題ですか、あれが大きく河北さんに上がったので、取り上げられてなって、昨年12月の審議会でも値上げのときにも、私ら値上げが妥当であるというような答申をしたので、他の議員さんよりは学校給食については分かっていると思うので、先ほども課長にも言いましたけれども、学校給食費

の徴収の難しさというのも分かっているとは思いますが、そのときに思っていたのが、例えば私ら決算とかでいろいろな数字いただきますよね、そのときの父兄に対して出せるような数字をやっぱり出して説明して、それで協力をもらうというのがいいんじゃないかなって、私は思ったんです。例えば、元年度の決算で、学校給食費の受入れが4,500万円ですか、でも賄い材料費だけで5,000万円くらいですよ、実際問題。だから、給食費で賄い材料費も賄えないんですよっていうのを、皆さんの協力がぜひ必要だっていうような数字を、出せるような数字を出して、滞納繰越とかそういうのは要らないですから、幾らかでも徴収率をよくするような努力が、なおさらこれから少子化がどんどん進んでいる状態ですので必要なんじゃないかと思っておりますので、その点、答弁ありましたらよろしく申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 議員言われたように、保護者の給食費に対する意識ですね、その辺の部分を今後文書等でもお知らせしながら、給食費の収納率アップに努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） ぜひ、徴収率よくなって、未収がほとんどゼロに近くなるようなことを願って質問を終わりたいんですが、ただ、審議委員会がこういうコロナ禍で今年度はまだ1回も開催していないので、年度末までには1回くらいはあるんでしょうけれども、そのときを楽しみと言ったらおかしいですけども、期待しながら私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 12番高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は、継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は4日に延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後2時42分 閉 会